

平成 18 年 9 月 19 日

日本船主協会 様

横浜市港湾局・川崎市港湾局

横浜港・川崎港の曳船運営の改善について

平成 17 年 11 月、文書にてご説明させていただいた標記につきましては、関係者間において協議した結果、この度、次のとおり実施することが決まりました。

[実施時期]

平成 18 年 10 月 1 日（日）から

[関連事項]

① タグ・オペレーション主体の変更

現在、主に東京湾水先人会がパイロット・オペレーションと併せ行っているタグオペレーション（配船）業務は、分離して横浜川崎曳船が自ら行う。

（港湾局での入出港関連役務の一括あっ旋（「船舶運航動静等通知書」の提出）については、現行どおりとする。）

② ユーザーによるタグ指名の導入

各船社・代理店は、タグ（会社）を指名することができる。

ただし、朝夕のラッシュ時間帯については、効率性・安定性等の港湾機能維持の必要性から、横浜川崎曳船が輪番制等の一定ルールで、タグ配船を行う。

③ タグ料金設定方法の変更

横浜川崎曳船で決めているタグ料金については、各曳船会社で設定する。

（料金徴収業務については、これまでどおり横浜川崎曳船が行う。）